

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則【建設局道路
部管理課】 3

◇ 公 告

- 道路の指定（2件）【建築都市局指導部建築審査課】 4

◇ 交 通 局

- 北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する
等の規程【交通局総務経営課】 6

◇ 雑 報

- 特定調達契約の落札者の決定【地方独立行政法人北九州市立病院機構
北九州市立医療センター事務局経営企画課】 8

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

建築物の壁面に設置する広告板の表示面積の規格について、取付壁面の面積が1,000平方メートル以上の場合は、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域内の建築物の壁面に設置するものに限り、取付壁面の面積の20分の1以下とすることにしました。

この規則は、令和3年10月29日から施行することにしました。

北九州市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第47号

北九州市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市屋外広告物条例施行規則（昭和49年北九州市規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項中「はり紙」を「貼り紙」に、「はり札等」を「貼り札等」に改め、同表第5項第2号イ中「（市長が別に定める方法により算出する表示面積をいう。以下イにおいて同じ。）」を削り、同表第6項第1号中「とする」の次に「。ただし、取付壁面の面積が1,000平方メートル以上の場合は、広告板（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域内の建築物の壁面に設置するものに限る。）の表示面積は、取付壁面の面積の20分の1以下とする」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に許可の申請がなされた広告板から適用し、同日前に許可の申請がなされた広告板については、なお従前の例による。

北九州市公告第757号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年10月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号の道路

2 指定年月日及び指定番号

令和3年10月29日 第755103号

3 道路の位置、延長及び幅員

位置	延長 (m)	幅員 (m)
北九州市小倉南区朽網西六丁目 920番4及び1411番7	42.20	4.00～5.00

北九州市公告第758号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年10月29日

北九州市長 北橋健治

1 道路の種類

建築基準法第42条第1項第4号の道路

2 指定年月日及び指定番号

令和3年10月29日 第745103号

3 道路の位置、延長及び幅員

路線名	位置		延長（m）	幅員（m）
	起点	終点		
区画道路 10号線	北九州市小倉南区長野本町四丁目2104番2地先	北九州市小倉南区長野本町四丁目2099番2地先	243.7	8.0
区画道路 11号線	北九州市小倉南区長野本町四丁目2076番1	北九州市小倉南区長野本町三丁目2102番2	134.6	6.0

北九州市交通局管理規程第10号

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する等の規程を次のように定める。

令和3年10月29日

北九州市交通局長 福本 啓 二

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する等の規程

(北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部改正)

第1条 北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程(昭和39年北九州市交通局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第4条の2中「発行済みのカード」を「株式会社ニモカが発行するnimocaカード(第6条の2第1項において「nimocaカード」という。)」に改める。

第6条の2第2項各号列記以外の部分中「に規定する管理者」を「の管理者」に改め、同項第1号中「よる」を「より」に改め、同項第2号中「よる」を「より」に、「50円」を「小児の普通旅客運賃の額から条例第2条の2の規定により運賃の割引を受けた後の大人の普通旅客運賃の半額(計算上10円未満の端数が生じたときは、その端数を10円を単位として切り上げて得た額)を差し引いて得た額」に改め、同項第3号ア及びイ以外の部分中「よる」を「より」に改め、同号ア中「50円」を「条例第2条第1項、第2項又は第4項の規定により運賃の割引を受けた後の大人の普通旅客運賃の額から条例第2条の2の規定により運賃の割引を受けた後の大人の普通旅客運賃の半額(計算上10円未満の端数が生じたときは、5円以上10円未満の端数は10円とし、5円未満の端数は切り捨てて得た額)を差し引いて得た額」に改め、同号イ中「30円」を「条例第2条第1項、第2項又は第4項の規定により運賃の割引を受けた後の小児の普通旅客運賃の額から条例第2条の2の規定により運賃の割引を受けた後の小児の普通旅客運賃の半額(計算上10円未満の端数が生じたときは、5円以上10円未満の端数は10円とし、5円未満の端数は切り捨てて得た額)を差し引いて得た額」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「に規定する管理者」を「の管理者」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第2条の2の管理者が定めるカード式の普通乗車券は、nimocaカードを使用する普通乗車券とする。

第10条中「6月」を「3月」に改める。

(北九州市交通局カード式乗車券に係るカード貸与規程の廃止)

第2条 北九州市交通局カード式乗車券に係るカード貸与規程（平成15年北九州市交通局管理規程第2号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

1 この規程は、令和3年10月30日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定による廃止前の北九州市交通局カード式乗車券に係るカード貸与規程により貸与されたカード式乗車券に係るカードの取扱いについては、なお従前の例による。

地方独立行政法人北九州市立病院機構公告第10号

地方独立行政法人北九州市立病院機構政府調達取扱規程（以下「政府調達取扱規程」という。）第3条第1項に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、政府調達取扱規程第15条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和3年10月29日

地方独立行政法人北九州市立病院機構 理事長 中西 洋 一

1 特定役務の名称及び数量

高精度放射線治療システム調達業務 一式

2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

地方独立行政法人北九州市立病院機構北九州市立医療センター事務局経営
企画課

北九州市小倉北区馬借二丁目1番1号

3 落札者を決定した日

令和3年9月1日

4 落札者の名称及び住所

キャノンメディカルシステムズ株式会社 北九州支店

北九州市小倉北区紺屋町12番4号

5 落札金額

4億1,800万円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札を公告した日

令和3年7月16日

8 落札方式

最低価格による。